



# 第7期山元町障害福祉計画 第3期山元町障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)

## 概要版



令和6年3月

宮城県山元町

# 1 計画の趣旨・位置付け

本計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）」第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画と児童福祉法第 33 条第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画を一体として策定するものです。

本計画は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、具体的な数値目標やサービスの必要な量の見込みと見込量確保のための方策等を定める計画として、「第 3 期山元町障害者計画」の実施計画として位置付けられます。

なお、本計画は国の基本指針や宮城県の「第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」を踏まえるとともに、本町の最上位計画である「第 6 次山元町総合計画」、「山元町地域福祉計画」、「山元町高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」、「山元町健康づくり計画『元気やまもと 21』」、「山元町子ども・子育て支援事業計画」などの各分野別計画と整合性を図りながら障害者（児）施策を具体的に示し、積極的に推進する計画とします。

	障害福祉計画 (本計画)	障害児福祉計画 (本計画)	障害者計画
根拠法	障害者総合支援法 (第 88 条第 1 項)	児童福祉法 (第 33 条の 20 第 1 項)	障害者基本法 (第 11 条第 3 項)
内 容	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画 (3 年 1 期)	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画 (3 年 1 期)	障害者施策の基本的方向性について定める計画

# 2 計画の期間

本計画は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間として策定します。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第 3 期山元町障害者計画 (6 年間)						第 4 期山元町障害者計画		
第 6 期障害福祉計画 第 2 期障害児福祉計画			第 7 期障害福祉計画 第 3 期障害児福祉計画			第 8 期障害福祉計画 第 4 期障害児福祉計画		

### 3 アンケート調査結果

障害のある人が住み慣れた地域で生活を続けていくためには、家族や親戚をはじめ地域の方たちの理解や支援が必要です。

また、災害など緊急時における周囲の支援が重要です。

【障害のある人が地域で生活するために必要なこと】（複数回答）

	障害者(児)全体	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	手帳を持っていない人
調査数	375人	258人	28人	40人	46人
家族や親戚など身内の支援や理解があること	58.9	55.0	57.1	67.5	71.7
災害が起きた時の支援があること	56.5	53.5	67.9	47.5	73.9
地域の方たちの障害への理解があること	56.0	53.1	75.0	55.0	69.6
生活に必要な費用などの負担が軽くなること	50.7	44.2	57.1	62.5	78.3
行政からの福祉に関する情報の提供	45.9	44.2	50.0	37.5	65.2
必要な時に生活の相談ができること	45.6	37.6	60.7	52.5	78.3
いざという時に短期入所(ショートステイ)が利用できること	38.7	37.2	50.0	30.0	45.7
利用しやすい交通(バス・電車・道路等)の整備	36.8	34.9	42.9	32.5	45.7
必要な在宅サービス(ホームヘルパーなど)が利用できること	32.0	31.4	17.9	27.5	50.0
日中に自宅以外の場所で活動できる場があること	24.0	19.8	35.7	32.5	39.1
自立して生活するための訓練や生活の体験ができること	21.6	16.3	46.4	25.0	39.1
一般の企業等での就業が難しい人が社会参加できる福祉的就労支援の充実	19.5	15.5	28.6	32.5	28.3
障害の早期発見・早期対応のため、母子保健事業・生活習慣病予防事業・精神保健対策・難病対策の充実	18.4	11.6	21.4	30.0	45.7
スポーツ・レクリエーション等を通じた社会参加の場	17.3	14.3	25.0	20.0	28.3
賃貸住宅を借りるため、住宅を探す、契約の手助けをするなどの支援	16.8	12.0	10.7	40.0	30.4
障害の特性や程度に応じた障害児保育・療育・教育の充実	16.0	13.2	32.1	15.0	28.3
一般の企業に就業することができるような就労支援	15.5	9.7	17.9	27.5	34.8
自宅で経管栄養やたんの吸引などの医療的ケアが受けられること	13.3	13.6	14.3	10.0	17.4
その他	1.9	1.2	3.6	5.0	2.2
特に必要なことはない	3.5	3.1	3.6	2.5	8.7
無回答	8.0	9.7	-	7.5	2.2

構成比は(%)

## 4 成果目標

### 【第7期障害福祉計画】

事項	本町の目標	国の指針
<b>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行</b>		
令和4年度末時点の施設入所者数	18人	施設入所者の地域移行 ・令和4年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行 施設入所者数の削減 ・令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
地域生活移行人数	2人 (11.1%)	
削減見込数	2人 (11.1%)	
<b>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</b>		
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1協議体	市町村ごとに協議会や専門部会などの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置
<b>(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実</b>		
令和4年度末の地域生活支援拠点等整備数	1箇所	地域生活支援拠点等を整備 ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備、年1回以上運用状況を検証及び検討 強度行動障害を有する者への支援体制 ・強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
整備箇所数	1箇所	
コーディネーターの配置	1人	
機能検証の実施回数	3回	
強度行動障害を有する者への支援ニーズの把握等についての取り組みの実施	実施	
<b>(4) 福祉施設から一般就労への移行等</b>		
①就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者 令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度実績の1.28倍以上
令和8年度末時点の年間移行者数	2人	
②うち就労移行支援事業を通じた移行者数 令和3年度末時点の年間移行者数	1人	令和3年度実績の1.31倍以上
令和8年度末時点の年間移行者数	1人	
③うち就労継続支援A型を通じた移行者数 令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度実績の1.29倍以上
令和8年度末時点の年間移行者数	1人	
④うち就労継続支援B型を通じた移行者数 令和3年度末時点の年間移行者数	0人	令和3年度実績の1.28倍以上
令和8年度末時点の年間移行者数	1人	
⑤一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	6事業所	・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所⑤を5割以上とすることを基本とする
就労定着支援事業の令和3年度利用者数	3人	令和3年度末時点の年間利用者数の1.41倍
就労定着支援事業の令和8年度利用者数	3人	
就労定着率が7割以上の事業所数	5事業所	・令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合②を2割5分以上とする

(5) 相談支援体制の充実・強化等		
令和3年度末の設置数	0 箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村において、基幹相談支援センターを設置、相談支援体制の強化を図る体制を確保</li> <li>協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、協議会の体制を確保</li> </ul>
基幹相談支援センター等の設置	1 箇所	
協議会の体制を確保	設置済	
(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築		
研修参加を促す取り組み	10 回	各市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
審査エラー内容分析結果を活用した取り組み	3 回	

### 【第3期障害児福祉計画】

事項	本町の目標	国の指針
(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
児童発達支援センターの整備箇所数	1 箇所	各市町村又は各圏域に1箇所以上設置
地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築の有無	有	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
(2) 重症心身障害児を支援する事業所の整備		
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備箇所数	1 箇所	各市町村又は圏域に1箇所以上確保
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの整備箇所数	1 箇所	
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備箇所数	1 箇所	各圏域又は各市町村に協議の場を設置
コーディネーター数	2 人	各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



## 5 障害福祉サービスについて（サービス内容・見込量）

第6期障害福祉計画の進捗状況の分析・評価、障害者数及び推移、サービス利用実績を基礎とし、アンケートの実施、意見聴取、利用者のニーズを踏まえながら、令和6年度から令和8年度におけるサービスの必要見込量を推計し、サービス目標を設定します。

### 1 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等の援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する人に移動やそれに伴う外出先において必要な視覚的情報支援等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも要介護度が特に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

#### 【7期の見込み（1月当たり）】

訪問系サービス	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	時間/月	人	時間/月	人	時間/月
居宅介護	12	203	14	187	12	187
重度訪問介護	5	60	5	60	6	60
同行援護	5	4	5	4	6	4
行動援護	5	4	5	4	6	4
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0

## 2 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	介護を必要とする人に、日中、入浴や排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のため必要な訓練を行います。
宿泊型自立訓練	利用者が居室その他の設備を利用しながら、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。
就労選択支援【新規】	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスを行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間（2年以内）就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。（A型：雇用あり、B型：雇用なし）
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整や指導・助言等の支援を一定期間にわたり行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活の世話を行います。
短期入所 （ショートステイ：福祉型・医療型）	自宅で障害のある人を介護している人が病気になった場合などに、短期の入所による入浴や、排せつ、食事の介護等を行います。 （福祉型：障害者支援施設等で実施、医療型：病院等で実施）

### 【7期の見込み（1月当たり）】

日中活動系サービス	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
生活介護	3	547	3	575	3	607
うち重度障害者	1	—	1	—	1	—
自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	29	2	32	2	41
宿泊型自立訓練	3	81	3	96	4	116
就労選択支援【新規】	0	—	0	—	0.1	—
就労移行支援	12	87	13	95	15	107
就労継続支援（A型）	7	56	8	57	10	69
就労継続支援（B型）	86	1,369	86	1,411	87	1,436
就労定着支援	1	—	1	—	1	—
療養介護	1	—	1	—	1	—
短期入所（福祉型）	3	83	3	75	3	76
うち重度障害者	1	—	1	—	1	—
短期入所（医療型）	0	0	0	0	0	0
うち重度障害者	0	—	0	—	0	—

### 3 居住系サービス

サービス名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障害者で一人暮らしを開始した人に、定期的に居宅を訪問し必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、訪問・電話・メール等による随時相談対応も行います。
共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつまたは食事の介助、その他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間や休日において、入浴や排せつ、食事の介助等を行います。

#### 【7期の見込み（1月当たり）】

居住系サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
自立生活援助	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	31	32	34
うち重度障害者	9	9	10
施設入所支援	20	21	22

### 4 相談支援（サービス利用計画作成事業）

サービス名	内容
計画相談支援	すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者を対象に、計画的な支援等の必要な相談を指定相談支援事業所において提供します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院中の障害のある人に、入院中から、住居の確保や新生活の準備を支援します。
地域定着支援	地域生活を送る障害のある人に、常時の連絡サポート体制で支援します。

#### 【7期の見込み（1月当たり）】

相談支援	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	人	人	人
計画相談支援	13	13	13
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

## 5 地域生活支援事業について

### 【必須事業】

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人や障害特性等の理解を深める研修、啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障害の種別に関わらず、障害のある人の福祉に関する各般の問題につき、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。 障害のある人の財産管理等、利用することが有用であると認められる場合、随時受付を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能などの障害のために、意思疎通を図ることが困難な人に対し、手話通訳者等を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。
日常生活用具給付等事業	重度の障害のある人等に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。 また、新規申請者への確に給付できるよう努めるとともに、利用者のニーズを把握し、種目・品目を見直すなど、実情に合った用具を給付できるよう、障害のある人の日常生活を支援します。
手話奉仕員養成研修事業	手話の基礎的知識を学び健聴者と聴覚障害者の意思疎通と相互の理解を深めるために、関係機関と連携し、手話教室の開催の機会を設けます。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人が、外出する際にヘルパー等による支援を行うことにより、障害のある人の地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター機能強化事業	本町では、障害のある人の自立と社会参加の促進を図るための拠点として、地域活動支援センター（Ⅲ型）を1箇所整備しています。 引き続き障害のある人を対象に、創作的活動または生産活動の機会を提供していきます。

【7期の見込み】 ※なお、一部事業については事業の性質上、見込量を設定せず随時調整。

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数（件/年）		159	164	172
相談支援事業所（箇所）		1	1	1
意思疎通支援事業（件/年）		3	3	3
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具（件/年）	1	1	2
	自立生活支援用具（件/年）	3	4	4
	在宅療養等支援用具（件/年）	10	10	11
	情報・意思疎通支援用具（件/年）	4	5	6
	排泄管理支援用具（件/年）	248	248	248
	居宅生活動作補助用具（件/年）	1	1	2
移動支援事業（人/月）		1	1	1

【任意事業】

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	看護師等または介護職員が、重度の身体障害を有する人の居宅を訪問して、入浴サービスを提供し、身体の清潔保持、身体機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、障害のある人の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息が得られるように支援します。
自動車運転免許取得費助成事業	障害のある人の就労や社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
自動車改造助成事業	身体障害者が就労や通院等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操作及び駆動装置等の改造に要した経費の一部を助成します。
補装具費の交付・修理	身体障害者手帳の交付を受けている人の日常生活を安易にするため、障害の種類に応じて補装具の購入費用及び修理の費用の一部を支給します。

【7期の見込み】

サービス名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業（人/月）	20	20	20
日中一時支援事業（人/月）	2	2	2
自動車運転免許取得費助成事業（件/年）	1	1	1
自動車改造助成事業（件/年）	1	1	1
補装具費の交付・修理（件数）	27	27	27

## 6 障害児へのサービスについて（サービス内容・見込量）

第2期障害児福祉計画の進捗状況の分析・評価、障害者数及び推移、サービス利用実績を基礎とし、アンケートの実施、意見聴取、利用者のニーズを踏まえながら、令和6年度から令和8年度におけるサービスの必要見込量を推計し、サービス目標を設定します。

サービス名	内容
児童発達支援 (医療型児童発達支援を含む)	未就学の障害のある児童や障害が疑われる児童に日常生活の基本動作の訓練や集団への適応訓練などを行い、障害のある児童とその家族を支援します。 児童福祉法に基づく、障害児通所支援の一つであり、上肢、下肢または体幹の機能障害（肢体不自由）のある児童につき、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで、学校教育との相乗効果により、障害のある児童の自立促進と放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、障害のある児童や保育所などのスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のために外出が困難な障害のある児童に対して、自宅を訪問し、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能などの支援を行います。
障害児相談支援	障害のある児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)等の支援を行います。

### 【7期の見込み（1月当たり）】

障害児支援	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人	人日分	人	人日分	人	人日分
児童発達支援	4	20	4	20	4	20
放課後等デイサービス	19	215	22	239	24	260
保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	2	-	2	-	2	-



## 7 計画の推進体制・進行管理

### 計画の推進体制

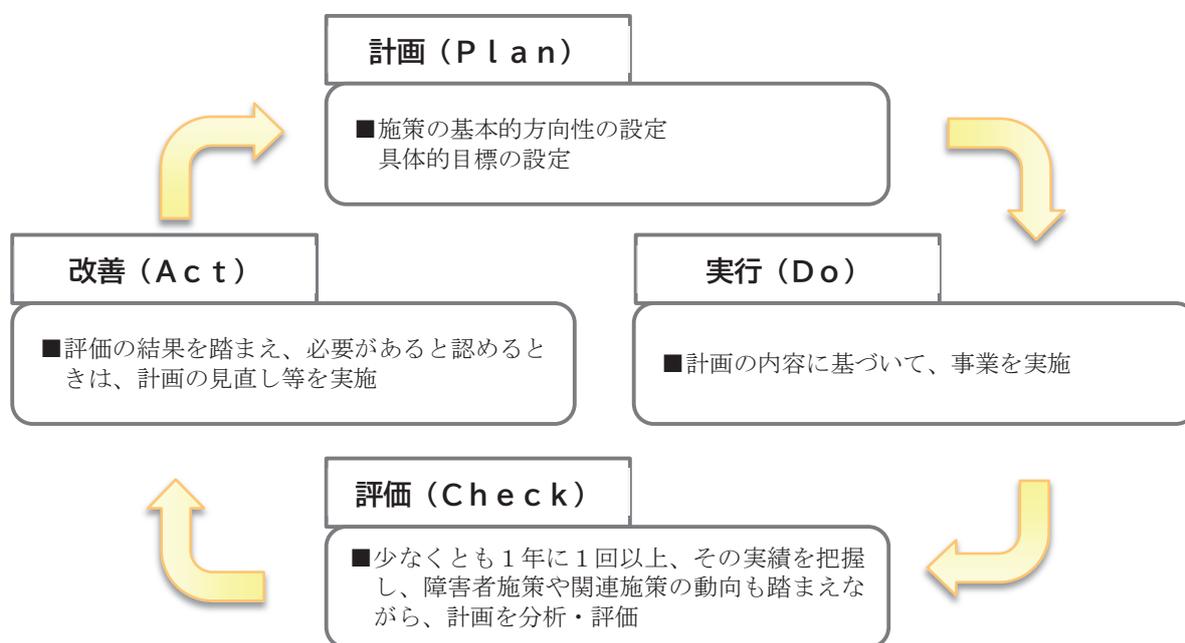
本計画の推進にあたっては、障害のある人とその家族をはじめ、障害者団体やサービス提供事業者等の関係機関と連携・協力し、計画の着実かつ効果的な推進を図ります。

また、地域の障害福祉に関するシステムの構築について中核的な役割を果たす場である「山元町障害者地域協議会」での意見・提案を踏まえながら、計画を推進していきます。

### 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、P D C Aサイクルを導入し、事業の進捗状況や成果目標及び活動指標等の実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

また、「山元町障害者地域協議会」において、障害のある人や障害者関連団体、相談支援事業所等の意見を聴くとともに、サービス提供に関わる課題や取組方針について検討・提案を行います。



第7期山元町障害福祉計画・第3期山元町障害児福祉計画

発行年月日：令和6年3月  
編集：山元町 保健福祉課 福祉班  
〒989-2292 亶理郡山元町浅生原字作田山 32 番地  
TEL：0223-37-1113 FAX：0223-37-4144

